

埼玉西部環境保全組合職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

制定 平成11年 2月12日 規則第7号



埼玉西部環境保全組合職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、埼玉西部環境保全組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和47年条例第13号）第2条第2号の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職務に専念する義務の免除）

第2条 職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ管理者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができ

- (1) 法令又は条例に基づいて設置された職員の福利厚生を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第46条又は同法第49条第4項の規定に基づき、勤務条件に関する措置の要求若しくは不利益処分に関する審査の請求を行う場合
- (3) 職務の遂行に必要な資格試験を受ける場合
- (4) その他管理者が特に必要と認めた場合

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。